

2021年8月2日

お客さま各位

株式会社 名古屋銀行

「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2021年10月1日より未利用口座管理手数料を新設することに伴い、下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 対象となる預金規定

- ・普通預金規定（リーフ口、決済用口座含む）
- ・総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定

2. 改定日 2021年10月1日（金）より

3. 改定内容

普通預金規定について、「未利用口座管理手数料」の条項を新設いたします。
普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

普通預金規定（抜粋）

17. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

18. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由がある

2021年8月2日

と認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附則 未利用口座管理手数料のご説明

1. 未利用口座となる口座

(1) 最後の預入れまたは払戻し（当該預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除く）から 2 年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。

(2) 前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。

① 2021年9月30日までに開設された口座・・・2021年10月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

② 2021年10月1日以降に開設された口座・・・最終異動日の翌日

2. 未利用口座管理手数料

(1) 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。

※送付したご案内が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。

(3) ただし、次の場合は未利用口座の対象外です。（手数料は必要ありません。）

① 当該口座の残高が 1 万円以上である場合

② お借入がある場合

③ 同一顧客番号で他に預かり資産（定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債、信託等）が 1 円以上ある場合

※盗難、紛失などにご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますので、ご注意ください。

3. 口座の自動解約

(1) お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、同口座を何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。

(2) 一部または全額ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

※お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

※自動解約後のお客さまのお手続きは一切ございません。

※未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当行ホームページ等でお知らせいたします。

以上